

週二回(火、金) 定期発行
必要に応じ号外発行

公報

第十六号

一九六七年

二月二十四日

目次

規 則

○計量法施行規則の一部を改正する規則(規則第十九号) 1

告 示

○建設局所管補助金交付規程(告示第三十九号) 8

○公有水面埋立について(告示第四十号) 14

○宜野座郵便局の移転について(告示第四十一号) 15

労働局事項

○免許証の無効について(労働局告示第四号) 15

規 則

規則第十九号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年二月二十四日

行政主席 松岡政保

琉球大学委員会事項

○第八回臨時琉球大学委員会会議の招集について(琉大委告示第二号) 15

琉球電信電話公社事項

○国際電信電話営業規則の一部改正について(琉電公社公示第十三号) 15

公 告

○税理士の登録について 16

○肥料登録有効期間更新について 16

○裁決書

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則(一九五四年規則第十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次第九章第四節中

「第二款 積算式ガソリン量器

第一項 構造(第四百四十二条―第四百五十一条)

第二項 検定方法(第四百五十二条―第四百五十六条)」

「第二款 積算式ガソリン量器

第一項 構造(第四百四十二条―第四百五十一条)

第二項 検定方法(第四百五十二条―第四百五十六条)

第三款 水道メーター

第一項 構造(第四百五十六条の二―第四百五十六条の二十三)

第二項 検定方法(第四百五十六条の二十四―第四百五十六条の三十六)に改める。

目次第十章第四節中

「第二款 積算式ガソリン量器

第一項 構造(第六百五十三条―第六百五十七条)

第二項 検査方法(第六百五十八条・第六百五十九条)」

「第二款 積算式ガソリン量器

第一項 構造(第六百五十三条―第六百五十七条)

第二項 検査方法(第六百五十八条・第六百五十九条)

第三款 水道メーター

第一項 構造(第六百五十九条の二―第六百五十九条の八)

第二項 検査方法(第六百五十九条の九―第六百五十九条の十四)に改める。

第七条に次の一号を加える。

九 左に掲げる水道メーター

イ 接線流羽根車式水道メーター

ロ 軸流羽根車式水道メーター

ハ 副管付水道メーター

ニ 円板型水道メーター

ホ ローター・ピストン型水道メーター

ヘ ピストン型水道メーター

形状	種類
打込印、押印及び腐しよく印	焼印及びすり附印
一・二ミリメートル	三ミリメートル
一・八ミリメートル	六ミリメートル
三・六ミリメートル	一〇ミリメートル
四・五ミリメートル	一二ミリメートル
六ミリメートル	二四ミリメートル

第百二十五条第一項の表を次のように改める。

める。

第百二十四条の二中「法第八条」を「法附則第三条及び法附則第六条」に改

める。

(4) 差圧型水道メーターの差圧が検出される部分の分解掃除、差圧発振用浮子の掃除、ベンチユリー管の内面掃除及びオリフイスプレートの掃除

以外の修理

(5) 軸流羽根車式水道メーターのスクルー、スクルー管又は外箱の取替

理

(2) 円板式水道メーターの円板（ローラー及びローラードライバーを含む。）計量室（仕切板及びボールシートを含む。）又は外箱（ローラーケース、トップケース及びキャップを含む。）の取替以外の修理

理

(1) 接線流羽根車式水道メーターの羽根車、内箱若しくは外箱（乾式水道メーターにあつてはインデゲーターボックス、湿式水道メーターにあつてはキャップを含む。）の取替又は内箱の流入孔の修理以外の修理

ハ 水道メーターに係る左に掲げる修理

第八十五条第三号に次のように加える。

三 水道メーターの使用公差は、表わす量の一〇〇分の八とする。

第十五条第一項に次の一号を加える。

三 水道メーターの検定公差は、表わす量の一〇〇分の四とする。

第八条第一項に次の一号を加える。

リ 差圧型水道メーター

チ ローター型水道メーター

ト ベンチユリー管分流水道メーター

第百二十五条第二項を削る。

第百二十六条第一項第三号二を次のように改める。

二 積算体積計については、本体の指示機構の上部その他の見易い箇所、分離することが出来る指示機構、前金払装置並びに水道メーターおよびオイルメーター以外の積算体積計にあつては体積調整装置（器差調整装置を含む。）

第百二十八条の表を次のように改める。

計量器	表示の様式
機械的表示タキシーメーター	53 7
ガソリン量器	53.7
水道メーター	67 6

第九章第四節第三款として次のように加える。

第三款 水道メーター

第一項 構造

（この項の内容）

第四百五十六条の二 法第八十四条第一項第二号の規則で定める構造は、水道メーターについては、第百二十四条及び第百四十二条の二に定めるところによるほか、この項に定めるところによる。

（表記等）

第四百五十六条の三 水道メーターの記号、表記、標識及び目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2 水道メーターの記号、表記、標識及び目盛線は、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3 水道メーターの表記には、誤記があつてはならない。

第四百五十六条の四 水道メーターには、その見易い箇所に、次の事項を表記しなければならない。

一 製造事業者又は修理事業者が製造又は修理をした水道メーターにあつては、法第二十二條の記号

二 器物番号

三 口 径
四 口径が三五〇ミリメートルをこえる水道メーターにあつては、使用流量の範囲

第四百五十六條の五 水道メーターには、水の入口又は出口を表示する標識を附さなければならない。

第四百五十六條の六 指示機構を分離することができ構造の水道メーターにあつては、その指示機構にその水道メーターと同一の合番号を附さなければならない。

(目盛線)

第四百五十六條の七 水道メーターの目盛線の太さは、〇・二ミリメートル以下であつてはならない。

第四百五十六條の八 水道メーターの目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさ及びその他の性質を均一としなければならない。

第四百五十六條の九 水道メーターには、その指示機構の指示部分にその表示体積の値がわかるような標識を明確に附さなければならない。

第四百五十六條の十 水道メーターの目盛の最小値は、その口径に応じ、それぞれ次の表のとおりとしなければならない。

口 径	目 盛 の 最 小 値
一六ミリメートル以下	一立方デシメートル(リットル等)によるものにあつては一リットル)以下
四〇ミリメートル以下	一〇立方デシメートル(リットル等)によるものにあつては一〇リットル)以下
一五〇ミリメートル以下	一〇〇立方デシメートル(リットル等)によるものにあつては一〇〇リットル)以下
一五〇ミリメートルをこえるもの	一、〇〇〇立方デシメートル(リットル等)によるものにあつては一、〇〇〇リットル)以下

(指示機構)

第四百五十六條の十一 水道メーターの指針の指示部分と目盛面との間隔は、三ミリメートルをこえてはならない。

第四百五十六條の十二 水道メーターの指針の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第四百五十六條の十三 水道メーターの指針は、その指示部分の太さが、その

目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内でなければならない。

第四百五十六條の十四 水道メーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針の指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2 水道メーターの円筒式指示機構及び円板式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違ふものであつてはならない。

第四百五十六條の十五 同一の体積を二以上の箇所で指示する水道メーターは、そのおのおのの示度の差が検定公差の範囲内にあるものでなければならない。

(材質)

第四百五十六條の十六 水道メーターの外箱は、黄銅若しくは鋳鉄又はこれと同等又はそれ以上の耐久力を有する材料を用いたものであり、かつ、きず、巣、埋金等による使用中の破損又は漏水のおそれがないものでなければならない。

第四百五十六條の十七 水道メーターの回転部分は、りん青銅と黄銅若しくは砲金との組合せ又はこれと同等若しくはそれ以上の耐摩耗性がある材料のものでなければならない。ただし、羽根車の軸及び軸受については、この限りでない。

2 水道メーターの回転部分であつて、使用するとき水中にあるものは、りん青銅若しくは砲金又はこれと同等若しくはそれ以上の水に対して耐腐しよく性がある材料のものでなければならない。

3 水道メーターの羽根車は、その軸にりん青銅を、その軸受にエポナイト又はめいを用いなければならない。ただし、その軸と軸受にりん青銅とエポナイト又はめいとの組合せ以上の耐摩耗性がある材料を用いるときは、この限りでない。

第四百五十六條の十八 水道メーターに使用する可塑性物その他の非金属部分は、良質かつ衛生上無害のものを用いたものでなければならない。

(機構及び作用)

第四百五十六條の十九 水道メーターの回転部分は、円滑に回転するものでなければならない。

第四百五十六條の二十 水道メーターには、ストレーナーを装置しなければならない。ただし、用途上又は機構上その必要がないものについては、この限りでない。

四百五十六条の二十一 水道メーターは、一七・五重量キログラム毎平方センチメートルの水圧を一分間加えたときに、変形を生じ、又は外箱に漏水、しん出等を生じないものでなければならぬ。

四百五十六条の二十二 乾式水道メーターは、ギヤボックス内に水がしん出しないものでなければならぬ。

(副管付水道メーター)

四百五十六条の二十三 副管付水道メーターの子メーター及び自動弁には、その親メーターと同一の器物番号を附さなければならない。

第二項 検定方法

(この項の内容)

四百五十六条の二十四 法第八十四条第二項の規則で定める方法は、水道メーターについては、この項に定めるところによる。

(機構)

四百五十六条の二十五 水道メーターが四百五十六条の十七及び第四百五十六条の十八の規定に適合するかどうかの検査は、必要があると認めるときは、水道メーターを分解して行なう。

四百五十六条の二十六 水道メーターが四百五十六条の二十一の規定に適合するかどうかの検査は、耐圧試験器に取り付けて行なう。

2 前項の検査は、水道メーターの一件の検定申請数八〇個(検定申請数が八〇個未満のときは、又は端数があるときは、その数)を一組とし、一組につき五個(一組が五個未満のときは、その数)を抽出して行なう。

3 第一項の検査において、抽出した水道メーターがすべて合格したときは、その組の水道メーターは、検査に合格したものとみなす。

4 第一項の検査において、抽出した水道メーターのうち二個以上が不合格になったときは、その組のすべての水道メーターについて検査を行なう。

5 第一項の検査において抽出した水道メーターのうち一個が不合格となったときは、さらにその組から五個(その組の残りの数が五個未満のときは、その数)を抽出し、その水道メーターにつき検査を行ない、そのすべてが合格したときは、その組の水道メーターは、検査に合格したものとみなし、一個以上が不合格となったときは、その組のすべての水道メーターについて検査を行なう。

四百五十六条の二十七 前条の検査において、水道メーターのパッキングに漏れがあるときは、そのパッキングを締め直してから行なうものとする。

(器差)

四百五十六条の二十八 水道メーターの器差の検査は、あらかじめ、検査をする水道メーターに水を通して水道メーター内の空気を排除して行なう。

四百五十六条の二十九 水道メーターの器差の検査は、その検査をすべき流量に及び、小流検査、中流検査及び大流検査の区分により行なう。

2 口径三五〇ミリメートル以下の水道メーターの小流検査における流量は、その種類及び口径に応じ、次の表のとおりとする。

口径	種類	接線流羽根車式				軸流羽根車式				ベンチユリ管分流水道メーター				差圧型			
		水道メーター	副管付水道メーター	型水道メーター	型水道メーター	水道メーター	副管付水道メーター	型水道メーター	型水道メーター	水道メーター	副管付水道メーター	型水道メーター	型水道メーター	水道メーター	副管付水道メーター	型水道メーター	型水道メーター
一三ミリメートル以下	一時間につき〇・一八立方メートル																
一六ミリメートル以下	一時間につき〇・二二立方メートル																
二五ミリメートル以下	一時間につき〇・三〇立方メートル																
三〇ミリメートル以下	一時間につき〇・五〇立方メートル																
四〇ミリメートル以下	一時間につき〇・七〇立方メートル																
五〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル																
六五ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル																
七五ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル																
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル																
一二五ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル																

3 口径が三五〇ミリメートル以下の水道メーターの中流検査における流量は、その種類及び口径に応じ、次の表のとおりとする。

4 口径が三五〇ミリメートル以下の水道メーターの大流検査における流量は、その種類及び口径に応じ、次の表のとおりとする。

七五ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき三立方メートル	一時間につき二立方メートル
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき八立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき四立方メートル
一二五ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき三立方メートル
一五〇ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき二立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル	一時間につき三立方メートル	一時間につき四立方メートル
二五〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル	一時間につき三立方メートル	一時間につき四立方メートル	一時間につき五立方メートル
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき四立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき六立方メートル
三五〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき六立方メートル	一時間につき七立方メートル
四〇〇ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき六立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき八立方メートル
四五〇ミリメートル以下	一時間につき五立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき八立方メートル	一時間につき九立方メートル
五〇〇ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき八立方メートル	一時間につき九立方メートル	一時間につき一立方メートル
五五〇ミリメートル以下	一時間につき七立方メートル	一時間につき九立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル
六〇〇ミリメートル以下	一時間につき八立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル	一時間につき三立方メートル
六五〇ミリメートル以下	一時間につき九立方メートル	一時間につき二立方メートル	一時間につき三立方メートル	一時間につき四立方メートル
七〇〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル	一時間につき三立方メートル	一時間につき四立方メートル	一時間につき五立方メートル
七五〇ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき四立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき六立方メートル
八〇〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき六立方メートル	一時間につき七立方メートル
八五〇ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき六立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき八立方メートル
九〇〇ミリメートル以下	一時間につき五立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき八立方メートル	一時間につき九立方メートル
九五〇ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき八立方メートル	一時間につき九立方メートル	一時間につき一立方メートル
一メートル以下	一時間につき七立方メートル	一時間につき九立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル
一メートル以上	一時間につき八立方メートル	一時間につき一立方メートル	一時間につき二立方メートル	一時間につき三立方メートル

5 前三項の規定にかかわらず、口径が四〇ミリメートルをこえ三五〇ミリメートル以下の水道メーターであつて、使用流量の表記があるものの小流検査、中流検査及び大流検査における流量は、それぞれの表記された使用流量の範囲内の任意の流量とする。

6 口径が三五〇ミリメートルをこえる水道メーターの小流検査、中流検査及び大流検査における流量は、それぞれ表記された使用流量の範囲内の任意の流量とする。

第四百五十六條の三十 水道メーターの器差の検査においては、基準水道メーター又は液体メーター用基準タンクを用いて、水の体積を計るものとする。

第四百五十六條の三十一 水道メーターの器差の検査は、基準水道メーターを用いて行なうときは、通水中検査により、液体メーター用基準タンクを用いて行なうときは、停水中検査により行なうものとする。ただし、口径が四〇ミリメートルをこえる水道メーターの器差の検査については、液体メーター用基準タンクを用いて通水中検査によることを妨げない。

第四百五十六條の三十二 水道メーターの停水中検査は、一定量の水を第四百五十六條の二十九第二項から第六項までに規定する流量で検査をする水道メーターに通し、水を通す前の指示機構の示度と通した後の示度機構の示度と

を読み取つて行ない、その示度の差による体積から通した水の体積を減じて、器差を算出する。

2 前項の規定による示度の読取りは、通水を停止して行なうものとする。

3 第一項の一定量の水の体積は、検査をする水道メーターの口径及び検査の区分に応じ、それぞれの表に掲げる体積以上の体積であつて検査をする水道メーターの指示機構の指示部分の整数回回転に相当する体積とする。

検査の区分	口径		
	小流検査	中流検査	大流検査
二五ミリメートル以下	一〇〇立方センチメートル		二〇〇立方センチメートル
四〇ミリメートル以下	一〇〇立方センチメートル		四〇〇立方センチメートル
四〇ミリメートル以上	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍

4 第一項の検査において、その指示機構の示度の読取りは、目盛の最小値の一〇分の一の精度で行なうものとする。

5 第一項の検査は、液体メーター用基準タンクの誤差を補正して行なうものとする。

第四百五十六條の三十三 水道メーターの通水中検査は、水道メーターの指示機構の指示部分により任意の基準点を定め、第四百五十六條の二十九第二項から第六項までに規定する流量で検査をする水道メーターに水を通して行ない、その指示部分が整数回回転したときに、その指示量から通過した水の体積を減じて、器差を算出する。

2 前項の規定による示度の読取りは、通水中に行なうものとする。

3 第一項の検査においては、通する水の体積は、検査をする水道メーターの目盛の最小値の一〇〇倍以上の体積とする。

4 第一項の検査においては、基準点を二とり、同一の指示量に対する基準点ごとの器差を算出し、平均値を検査をする水道メーターの器差とする。

5 第一項の検査において、基準水道メーター又は液体メーター用基準タンクの示度の読取りは、目盛の最小値の一〇分の一の精度で行なうものとする。

6 第一項の検査は、基準水道メーター又は液体メーター用基準タンクの器差を補正して行なうものとする。

第四百五十六條の三十四 副管付水道メーターの器差の検査をするときは、その示度は、親メーター及び子メーターが指示する値の和とする。

第四百五十六條の三十五 差圧型水道メーターの器差の検査は、第四百五十六條の二十八から第四百五十六條の三十三までの規定によるもののほか、検査をする流量（以下「検査流量」という。）における差圧に相当する効果を積算装置と与え、その検査流量において一目盛の表わす体積の一〇〇倍以上の体積が通過するのに相当する時間だけ積算装置を作動させて行なうことができる。

2 前項の検査流量における差圧に相当する効果は、その差圧型水道メーターに水を検査流量で一分間以上通過させることにより求めるものとする。

3 前項の検査流量は、一定流量で水を流し、その積算体積を基準タンク又は基準はかりで計ることにより求めるものとする。

（検査の省略）

第四百五十六條の三十六 水道メーターが第四百五十六條の十四の規定に適合するかどうかの検査は、行なう必要がないと認めるときは、省略することができる。

第十章第四節第三款として次のように加える。

第三款 水道メーター

第一項 構造

（この項の内容）

第六百五十九條の二 法第一百十條第一項第二号の規則で定める構造は、水道メーターについては、この項に定めるところによる。

（表記等）

第六百五十九條の三 水道メーターの記号、表記、標識及び目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2 水道メーターの表記には、誤記があつてはならない。

3 水道メーターに附された検定証印は、識別し難いものであつてはならない。

第六百五十九條の四 水道メーターは、その公称口径が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第六百五十九條の五 水道メーターは、水の入口又は出口に、その旨を表示する標識が附されているものでなければならない。

（指示機構）

第六百五十九條の六 水道メーターの指針の指示部分と目盛面との間隔は、六ミリメートルをこえてはならない。

第六百五十九條の七 同一の体積を二以上の個所で指示する水道メーターは、そのおの示度の差が使用公差の範囲内にあるものでなければならぬ。

（準用規定）

第六百五十九條の八 第四百五十六條の七から第四百五十六條の九まで、第四百五十六條の十二から第四百五十六條の十四まで、第四百五十六條の十八及び第四百五十六條の十九の規定は、水道メーターの構造について準用する。

第二項 検査方法

（この項の内容）

第六百五十九條の九 法第一百十條第二項の規則で定める方法は、水道メーターについては、この項に定めるところによる。

（器差）

第六百五十九條の十 水道メーターの器差の検査は、基準水道メーターを連結して行なう。

2 前項の器差の検査を行なう場合において、基準水道メーターを連結しようとするときは、あらかじめ、その水道メーターを使用する者の承諾を得なければならない。

第六百五十九條の十一 水道メーターの器差の検査は、その種類及び口径に応じ、それぞれ次の表に掲げる流量に近い流量で口径四〇ミリメートル以下のものにあつては五〇立方デシメートル以内、口径四〇ミリメートルをこえるものにあつては三分間に通る量以内の水を通して行なう。

種類	口径	
	一三ミリメートル以下	一三ミリメートル以上
接続流羽根車式水道メーター、副管付水道メーター、円板型水道メーター、ロスター型水道メーター、ビストン型水道メーター、水道メーター及び水道メーター型水道メーター	一時間につき〇・三立方メートル	一時間につき〇・三立方メートル
軸流羽根車式水道メーター	一時間につき〇・三立方メートル	一時間につき〇・三立方メートル
ベンチユリ管分流式水道メーター	一時間につき〇・三立方メートル	一時間につき〇・三立方メートル

一六ミリメートル以下	一時間につき〇・四立方メートル		
二五ミリメートル以下	一時間につき〇・五立方メートル		
三〇ミリメートル以下	一時間につき〇・七立方メートル		
四〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル		
五〇ミリメートル以下	一時間につき一・五立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき二立方メートル
六五ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき三立方メートル
七五ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき四立方メートル
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき一五立方メートル	一時間につき七立方メートル
一二五ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき一〇立方メートル
一五〇ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき一五立方メートル
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき五〇立方メートル	一時間につき三〇立方メートル
二五〇ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき七〇立方メートル	一時間につき五〇立方メートル
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき二五立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	一時間につき七〇立方メートル
三五〇ミリメートル以下	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル

第六百五十九条の十二 水道メーターの器差の検査は、停水中検査又は通水中検査によるものとする。

第六百五十九条の十三 水道メーターの停水中検査は、検査をする水道メーターに第六百五十九条の十一に規定する流量で同条に規定する体積の水を通し、水を通す前の指示機構の示度と通した後の指示機構の示度とを読み取つ

て行ない、その示度の差による体積から通した水の体積を減じて、器差を算出する。

2 前項の規定による示度の読取りは、通水を停止して行なうものとする。

3 第一項の検査は、基準水道メーターの器差を補正して行なうものとする。

第六百五十九条の十四 水道メーターの通水中検査は、水道メーターの指示機構の指示部分により任意の基準点を定め、第六百五十九条の十一に規定する流量で同条に規定する体積の水を検査をする水道メーターに通して行ない、その指示部分が整数回回転したときに、その指示量から通過した水の体積を減じて器差を算出する。

2 前項の規定による示度の読取りは、通水中に行なうものとする。

3 第一項の検査においては、基準点を二とり、同一の指示量に対する基準点ごとの器差を算出し、その平均値を検査をする水道メーターの器差とする。

4 第一項の検査は、基準水道メーターの器差を補正して行なうものとする。

第六百七十八条に次の一号を加える。

別表 第一 第十一号(3)体積計の二の次に次のように加える。

水道メーター	
口径が四〇ミリメートル以下のもの	一箇につき 一〇仙
口径が四〇ミリメートルをこえるもの	一箇につき 五〇仙

附 則

この規則は、一九六七年四月一日から施行する。

告 示

告示第三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法（一九五七年立法第五十七号）及び同法施行規則（一九五七年規則第六十号）に基づき、並びに同法を実施するため建設局所管補助金交付規程を次のとおり定める。

一九六七年二月二十四日

行政主席 松岡 政保

建設局所管補助金交付規程

(通則)

第一条 建設局の所管に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付に關しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する立法(一九五七年立法第五十七号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に關する立法施行規則(一九五七年規則第六号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規定において「補助事業」とは、市町村が行なう次にかかげる事業をいう。

- 一 土木事業
- 二 都市計画及び都市計画事業
- 三 水道事業及び飲料水供給施設
- 四 下水道事業
- 五 公営住宅建設事業
- 六 港湾事業
- 七 建設業育成事業

(補助金の交付の申請書の提出時期)

第三条 法第五条の申請書を提出する時期は、他の法令に定めるもののほか、毎年九月三十日までとする。ただし、行政主席が特に必要があると認めるときは、その時期を変更することができる。

(補助金の交付の申請書の記載事項等)

第四条 規則第三条第一項の規定による申請書は第一号様式のとおりとし、同条第三項の規定により申請書に添付する書類に記載すべき事項のうち、省略することのできるものは、同条第二項第一号から第五号に掲げる事項とする。

2 規則第三条第二項第六号の規定により申請書に添付すべき書類は、次に定めるものとする。

- 一 経費予算説明書
- 二 工事設計書(工事設計図及び仕様書)
- 三 用地譲渡書又は使用承諾書

四 市町村道認定告示書の写し(道路工事のみ)

五 水道事業認可指令書の写し(水道事業のみ)

六 水質検査表(水道事業のみ)

(交付の対象)

第五条 補助金は予算の範囲内において第二条各号に定める補助事業を行なうものに交付する。

(補助対象事業に対する補助率)

第六条 第二条各号に定める補助事業に対する補助率は、別表第一のとおりとする。

(経費の配分等の軽微な変更)

第七条 法第七条第一項第一号又は第三号の軽微な変更は、別表第二に掲げるものとする。

(経費の配分等の変更の手續)

第八条 補助事業の経費の配分及び内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、第二号様式による経費の配分及び内容の変更の申請書を行政主席に提出するものとする。

(完了期日の変更手續)

第九条 補助事業が予定期日に完了しない場合においては第三号様式による補助事業予定期間延期承認申請書を当該補助事業完了予定日の二十日前までに行政主席に提出してするものとする。

(申請の取下げの期日)

第十条 法第九条第一項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して十五日を経過した日とする。ただし、行政主席が特に必要があると認めるときは、この期日を変更することができる。

(状況報告の手續)

第十一条 法第十二条の規定による報告は、次の各号による状況報告書を行政主席に提出してするものとする。

- 一 工事施行報告書は、契約後五日以内に第四号様式によって報告するものとする。
- 二 工事着手報告書は、工事着手後十日以内に第五号様式によって報告するものとする。
- 三 工事遂行、状況報告書は、前月の二十一日から翌月の二十日までの分を

工事着手の月から毎月作成し、その月の二十五日までに第六号様式によつて報告するものとする。

(実績報告の手続)

第十二条 法第十四条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ)から起算して十五日以内に第七号様式による完了実績報告書その他参考となるべき資料を添え、これを行政主席に提出してするものとする。

2 第七条に規定する軽微な変更があつた場合は、前項の実績報告書に当該補助事業にかかる精算設計書を添えなければならない。

(提出書類の経由)

第十三条 この規定により提出するすべての書類は、所轄建設事務所長を経由しなければならない。ただし、建設業育成事業については、この限りでない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 市町村土木事業費、補助金交付規程(一九五七年告示第二百四十九号)
- 二 水道事業及び飲料水供給施設費補助金交付規程(一九五七年告示第二百四十八号)
- 三 都市計画及び都市計画事業費、補助金交付規程(一九五八年告示第五号)

3 この告示施行前に補助金の交付を受けた補助事業については、なお、従前の規程を適用する。

別表第一

事業項目	事業名	種 目	補 助 率	摘 要
都市計画 土木事業	市町村土木事業	工事費	八〇パーセント以内	
都市計画 事業	都市計画事業	工事費	八〇パーセント以内	
		用地費	五〇パーセント以内	
		補償費	五パーセント以内	

別表第二

事業項目	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
市町村土木事業	一 請負工事の場合は工事費、用地費、補償費の相互間における流用で流用の経費の割合以内の変更に係るもの	次に定めるもの以外の変更に補助金の額に変更を生じないもの 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの 二 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で法第六条の補助金交付の決定の基礎となつた
都市計画及び都市計画事業	二 直営工事の場合は工事費、工事雑費、用地費、補償費の相互間における流用で流用の経費の一	
水道事業及び飲料水供給施設		

事業項目	二 都市計画調査費五〇パーセント以内	三 都市計画調査費五〇パーセント以内
下水道事業	一 下水道事業 工事費九一パーセント以内 用地費五〇パーセント以内 補償費五パーセント以内	二 下水道事業 調査費五〇パーセント以内 補償費五パーセント以内
水道事業	一 簡易水道及び広域簡易水道事業 工事費七〇パーセント以内 二 上水道事業 工事費五〇パーセント以内 三 飲料水供給施設 工事費七〇パーセント以内 四 水道調査調査費七〇パーセント以内	一 簡易水道及び広域簡易水道事業 工事費七〇パーセント以内 二 上水道事業 工事費五〇パーセント以内 三 飲料水供給施設 工事費七〇パーセント以内 四 水道調査調査費七〇パーセント以内
建設業育成事業	建設業育成建設業育成費七〇パーセント以内	建設業育成建設業育成費七〇パーセント以内

下水道事業 港湾事業	割以内の変更となるもの	設計（変更設計を含む）に基づく工事の程度を著しく変更するもの 三 工事費（直営工事の場合は竣工費）の金額の1割をこえる変更又は一、〇〇〇ドルをこえるもの
公営住宅建設事業		一 団地の位置の変更 二 建物の構造形式又は階数の変更 三 用地の形状又は建物の配置若しくは間取りについての重要な変更

第一号様式

行政主席 殿 申請者名称 氏 名 印

番 年 月 日 号

〇〇事業補助金交付申請書

〇〇事業について補助金の交付を受けたいので補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法第5条の規定により下記の事項及び関係書類を添えて申請します。

※ 用紙の規格はB5判とする

※ 左綴じの横書とする

記

1 事業年度
2 事業名
3 事業の目的及び内容
4 事業計画
5 資金計画
(1) 補助金申請額
(2) 補助金申請額の算出方法

種 目	数 量	経 費	補 助 金	自己負担金	摘 要
工事費					補 助 率
用地費					
補償費					
その他					
計					

6 経費の配分及び使用方法

経費使用方法	直 営	請 負	計	摘 要
経費配分				
工事費				
工事雑費				
用地費				
補償費				
その他				
計				

(備考) 工事雑費は直営工事のみ

7 着手完了予定年月日 着手完了 年 月 日

8 添付書類

- (1) 経費予算説明書
- (2) 工事設計書 (工事設計図及び仕様書)
- (3) 用地譲渡又は使用承諾書
- (4) 道路工事の場合は市町村道認定告示書の写し
- (5) 水道事業の場合は水道事業認可指令書の写し
- (6) " 水質検査表

第二号様式

番 号
年 月 日

行政主席 殿 申請者名称 氏 名

〇〇補助事業経費の配分及び内容の変更申請書

年 月 日 指令第 号による補助事業について交付決定の経費の配分及び内容を変更したので、下記の事項及び関係書類を添へて申請します。

※ 用紙の規格はB5判とする

※ 左綴じの横書とする

- 1 事業名
- 2 経費の配分の変更
- (1) 変更理由
- (2) 経費の配分

経費配分	当初経費	変更経費	差引増減	摘 要
工事費				
用地費				
補償費				
工事雑費				
その他				
計				

- 3 内容の変更
- (1) 変更の理由
- (2) 経費の内訳

種 目	交付額	請 負 額	変 更 額	増 減 額	摘 要
工事費					

※ 増減額は交付額と変更額の増減とする

(3) 経費の使用分方法

種 目	変 更 額	直 営	請 負	摘 要
工事費				

(3) 別紙変更設計書

第三号様式

第 号
年 月 日

行政主席 殿 申請者名称 氏 名

〇〇補助事業工事予定期間延期承認申請書

年 月 日 つけ指令第 号による補助事業は当初予定期間内に完了できないから、下記のとおり予定期間の延長を承認下さるよう申請します。

- 記
- 1 施行年度 年度事業
- 2 工事名
- 3 工事着手年月日
- 4 当初完了予定年月日

- 5 承認済予定
年 月 日
- 6 事業遂行状況
- (1) 実施工程表
- (2) 今後の工程計画表
- 7 承認を受けようとする延長期限 年 月 日まで
- 8 事業が予定期間内に完了しない理由
- ※ 用紙の規格はB5判とする
- ※ 左綴じの横書とする

第四号様式

行政主席 殿 申請者名称 氏 名 第 年 月 日 号

〇〇補助事業工事施行報告書

年 月 日つけ指令第 号で認可になりました上記補助事業について下記のとおり決定しましたので報告します。

- 1 請負金額
- 2 設計額
- 3 請負人 住所 氏 名
- 4 入札年月日
- 5 契約年月日
- 6 契約の方法
- 7 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 8 工事請負契約書写 別紙のとおり
- ※ 用紙の規格はB5判とする
- ※ 左綴じの横書とする

第五号様式

行政主席 殿 申請者名称 氏 名 第 年 月 日 号

- 1 指令番号及び指令年月日 工事着手報告書 指令 第 年 月 日 号

- 2 事業名 事業地内 工事
- 3 工事名
- 4 補助指令額 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 工 期

- 6 着手年月日 別紙のとおり
- 7 工事工程表 上記のとおり報告致します。
- ※ 用紙の規格はB5判とする
- ※ 左綴じの横書とする。

第六号様式

行政主席 殿 申請者名称 氏 名 第 年 月 日 号

〇〇事業工事遂行状況報告書 (第 年 月 日)

- 1 施行年度 年度事業 指令 第 年 月 日 号
- 2 指令番号及び指令年月日
- 3 工事名 地内 工事

三

[illegible]

◎ 指令設計書に基づいて作成する

※ 用紙の規格はB5判とする

※ 左綴じの横書とする

第七号

第 年 月 日

行政主席

殿

申 氏



〇〇補助事業実績報告書

年 月 日づけ指令第 号による補助事業は完了しましたので、補助金等に係る予算の適正化に関する立法第14条前段の規定により下記の事項及び関係書類を添えて報告します。

※ 用紙の規格はB5判とする。

※ 左綴じの横書とする。

四

- 1 事業年度
2 事業名
3 補助事業の実施期間

- (1) 着手年月日
- (2) 当初完了予定年月日
- (3) 承認済予定期間の延長期限
- (3) 事業完了年月日

4 事業内容

考	備	実施工事量	予定工事量	種	工

5 経費内訳

考 考	備	差 引 増 減	精 算 額	交付決定額	経 費 配 分
					工 事 費
					用 地 費
					補 償 費
					工 事 雑 費
					そ の 他
					計

告示第四十号

公有水面埋立法第二条の規定により一九六七年二月一三日づけで次のとおり
免許したので同法第十一条の規定により告示する。

一九六七年二月二十四日

行政主席 松岡政保

一、埋立申請人の住所氏名

住所 浦添村字牧港一二六〇番地
氏名 座波建設株式会社
二 埋立場所及びその面積
場所 浦添村字港川地先水面
面積 四一・四二六・九一平方米(一二・五三一・六四坪)
三 埋立の目的 資材集積場、工場及び宅地に供するものとする。
四 埋立に関する工事の着手及び竣功期限
免許の日から起算して二カ月以内に埋立に関する工事に着手し、着手の日から三〇ヶ月以内に竣功しなければならない。

告示第四十一号

一九六七年一月三十日から宜野座郵便局を次のとおり移転した。
一九六七年二月二十四日

名称 宜野座郵便局
現 在 地 宜野座村字宜野座一二七番地
移 転 地 宜野座村字宜野座三三三番地
行政主席 松岡政保

労働局事項

労働局告示第四号

次の免許証は一九六七年二月十日以降無効とする。

一九六七年二月二十四日

労働局長 仲本昌達

免許証の種類 番号	交付年月日	有効期間	免許者名
アセチレン溶接士免許証 649	一九六二年一月一七日	自一九六二年一月一七日至一九六七年一月六日	新里正秋
"	"	"	宮里善秀
"	"	"	高良勝一
二級汽缶士免許証 472	"	"	宮里忠
"	一九六四年十二月三〇日	自一九六四年十二月三〇日至一九六九年十二月二九日	下地実

琉球大学委員会事項

琉球大学委員会告示第二号

第八回(臨時)琉球大学委員会会議の招集について

琉球大学管理法(一九六五年立法第百三十三号)第十六条及び琉球大学委員会会議規則(一九六六年琉球大学規則第一号)第三条に基づき次のとおり第八回(臨時)琉球大学委員会会議を招集する。

一九六七年二月二十四日

琉球大学委員会

委員長 瀬長 浩

記

- 一 会議の日時 一九六七年二月二十八日午前十時
- 一 会議の場所 琉球大学本館会議室
- 一 会議に付する案件
 - (1) 琉球大学教員の初任給等に関する規則の一部改正について
 - (2) 琉球大学教員の手当に関する規則の一部改正について
 - (3) 琉球大学における常勤を要しない教員の給与に関する規則の一部改正について
 - (4) 琉球大学教員の勤務時間及び勤務時間の割振りに関する規則の一部改正について
 - (5) 職員の人件について
 - (6) その他

琉球電信電話公社事項

琉球電信電話公社告示第13号

国務省電信電話業務規則(1960年7月1日琉球電信電話公社告示第14号)の一部を次のように改正し、1967年2月15日から実施する。

1967年2月24日

琉球電信電話公社

総裁 新里善福

別表第1号第1部一般の国際電報の料金表中「Nether lands (オランダ)」の項を次のように改める。

着 信 地	一 通 料 金	
	通 料 金	新 通 料 金
Netherlands (オランダ)	\$.57	\$.16

公 告

税理士法(一九六四年立法第八十九号)第二十七条の規定に基づき、次のとおり税理士の登録をしたから公告する。

一九六七年二月二十四日

主税局長 小 塚 寛 二

登録番号	登 録 年 月 日	事 務 所 名 称	所 在 地	税理士氏名
三十七	一九六七年二月十七日	川島敷公認会計士事務所	那覇市久米町一丁目四十番地	川島敷

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第九号の規定により次の肥料の登録の有効期間を更新したので同法第十三条の規定により公告する。

一九六七年二月二十四日

行政主席 松 岡 政 保

- A一 登録番号 生第一五〇号
- 二 肥料の名称 くみあい甘蔗複合肥料特号
- 三 保証成分量 アンモニア性窒素 十四・〇%
- 可溶性磷酸 六・〇%
- 水溶性磷酸 四・五%
- 水溶性加里 八・〇%

四 生産業者の住所氏名 那覇市字古波蔵二八四番地

琉球農業協同組合連合会
会長 当 銘 由 憲

一九六六年審第二号

裁 決 書
漁船第三漁雄丸乗揚事件

沖縄県那覇市住吉町二丁目四十六番地

受審人 比 嘉 保 太 郎

大正元年十月二十五日生

那覇市字小塚二百八十二番地

指定海難関係人 上 原 盛 行

昭和六年六月二十四日生

主 文

本件乗揚は、受審人比嘉保太郎の運航に関する職務上の過失によって発生したものである。

比嘉保太郎の小型船舶操縦士の業務を一月十五日に停止する。

理 由

船 種 船 名 漁船第三漁雄丸

船 籍 港 那覇市

船舶所有者 比嘉保太郎外二名

総 ト ン 数 十六トン

受 審 人 比嘉保太郎

職 名 船長

海 技 免 状 小型船舶操縦士免状

指定海難関係人 上原盛行

職 名 操蛇手

海 技 免 状 ない

事件発生の年月日時刻及び場所

一九六六年二月二十七日午前五時五十分ころ

鳥島南端暗礁

本船は、鳥島(通称硫黄島)西方の漁場で一本釣漁業に従事する目的をもって、受審人比嘉保太郎以下七人が乗り組み、船首一・〇〇メートル船尾一・六〇メートルの喫水で、一九六六年二月二十六日午後一時二十五分泊港を発し、間もなく機関を全速力前進にかけ、比嘉受審人が自ら操舵に当り、鳥島に向かう航行の途、同六時ころ伊江島燈台を右舷側正横千五百メートルばかりに隔てて通過のころ、針路を操蛇用羅針儀の二十度(以下、度で示すものは三百六十度分法。)に定め、操蛇を宮里正信に引き継ぎ、操蛇室後方の自室に退いて休息した。そのころ本船は、船尾付近に南の疾風を受け、一時間七海里ばかりの航力であったが、同受審人はこれに留意することなく、一時間六海里ばかりのいつもの速力で進行しているものと思ひ込み、同針路で行けば夜が明けるころには、鳥島の北端付近に接近するものと予定して続航した。これよりさき、同受審人は過去一年余にわたり同羅針儀の自差を測定したことがなく、したがって自差は不明であった。同十一時四十五分ころ、同受審人は再び操蛇当直に立ったが、そのころ風位はすでに西にかわり、本船は左舷側に風圧を受け、漸次右方に圧流される状態であったが、これを顧慮することなく同針路で続航し、翌二十七日午前二時十分ころ、操蛇をさらに前示官里に引き継ぎ自室に退いて休息した。同四時ころ指定海難関係人上原盛行が操蛇当直に立つて原針路で続航中、同四時すぎ機関長比嘉次郎は、左舷側前方に島らしいものを発見して、これを船橋に報告したところ、同受審人は自室においてこれを聞きつけ、操蛇室外側の甲板に出て、島を確認しようとしたが、同受審人は視力が弱く、また、備えつけの双眼鏡も不良のため、島を確認することができず、船位不確認のまま鳥島に接近する意図で、同時三十分ころ鳥島南端からほぼ南東微東四分の一東八海里ばかりの地点において、上原指定海難関係人に命じて針路を三百度に転じ、同針路を保持するよう指示して、風浪を右舷船首付近に受け、操蛇室前面のガラス戸を締めたまま進行した。間もなく雨が降り出したので、同受審人は操蛇室に入り、その後同室後方で腰を掛けて見張を怠り、操蛇中の上原指定海難関係人と雑談して続航中、同指定海難関係人は、前面のガラス戸をとおして、左舷船首至近のところに白波らしきものを発見し、「あれは何か」と大声を発するとともに、危険を感じ急ぎ右蛇をとったが及ばず、同五時五十分ころ、鳥島南端の暗礁に全速力のまま乗り揚げた。当時天候は雨で北北西の秩風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。乗揚後自力離礁をこころみながら効なく、波浪のため船体が激しく動揺したので危険を感じた同受審人は、全乗組員を陸上に退避させ、後日全員他船によって救助されたが、船体は大破して放

棄した。

右の事実中、第三漁雄丸が泊港を発してから乗り揚げるまでの経過については、受審人比嘉保太郎提出の海難座礁報告書及び船員名簿、海難審判庁理事官川満恵隆の比嘉受審人、指定海難関係人上原盛行及び第三漁雄丸機関長比嘉次郎に対する各質問調書中の供述記載、琉球気象庁の気象資料及び比嘉受審人、上原指定海難関係人の当廷における各供述により証拠は十分である。本船が鳥島西方の漁場で一本釣漁業に従事する目的であった点については、比嘉受審人の当廷における供述により、乗組員の数については、比嘉受審人提出の船員名簿及び同人に対する質問調書中の供述記載により、泊港を発した点及び発港時刻、機関を全速力前進にかけた点、比嘉受審人が自ら操蛇に当り鳥島に向かった点、伊江島燈台を右舷側千五百メートルばかり隔てて通過した点及び通過時刻については、比嘉受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述により、針路を操蛇用羅針儀の二十度に定めた点については、比嘉受審人の当廷における供述により、操蛇を宮里正信に引き継ぎ自室に退いて休息した点については、比嘉受審人に対する質問調書中の供述記載により、船尾付近に南の疾風を受けた点については、比嘉受審人の当廷における供述により、一時間七海里ばかりの航力については、伊江島燈台通過時刻及び通過地点から転針地点にいたるまでの時間と航程とにより、比嘉受審人が一時間六海里ばかりのいつもの速力で進行しているものと思ひ込んだ点、同針路で行けば夜が明けるころには鳥島の北端付近に接近するものと予定した点及び過去一年余にわたり羅針儀の自差を測定したことがなく自差不明であった点については、同受審人の当廷における供述により、比嘉受審人が再び操蛇当直に立った点及びその時刻については、同人に対する質問調書中の供述記載により、風位がすでに西にかかった点、左舷側に風圧を受けた点、これを顧慮することなく同針路で続航した点については、比嘉受審人の当廷における供述により、漸次右方に圧流される状態にあった点については、到達予定地点と転針した地点とに徴し、操蛇をさらに引き継ぎ自室に退いた点については、比嘉受審人に対する質問調書中の供述記載により、上原指定海難関係人が操蛇当直に立つて原針路で続航した点及びその時刻については、同人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述により、比嘉機関長が左舷側前方に島らしきものを発見してこれを船橋に報告した点及びその時刻については、比嘉機関長、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する質問調書中の供述記載並びに比嘉受審人及び上原指定海難関係人の当廷における各供述により、比嘉受審人が自室におい

てこれを聞きつけ操蛇室外側に出て島を確認しようとした点については、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載並びに両人の当廷における各供述により、比嘉受審人が視力が弱く備えつけの双眼鏡も不良のため、島を確認することができなかった点及び船位不確認のまま島に接近する意図であった点については、同人の当廷における供述により、針路を三百度に転じた点、同針路を保持するよう指示した点及び転針時刻については、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載並びに両人の当廷における各供述により、転針地点については、転針してから乗り揚げまでの針路と時間とに速力を勘案して乗揚地点から逆算し、風浪を右舷船首付近に受けた点については、上原指定海難関係人の当廷における供述により、操蛇室前面ガラス戸を締めたまま進行した点については、比嘉受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人数び上原指定海難関係人の当廷における各供述により、雨が降り出した点、比嘉受審人が操蛇室内に入った点、その後同室後方で腰を掛けて見張を怠った点及び上原指定海難関係人と雑談して航行した点については、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載並びに両人の当廷における各供述により、上原指定海難関係人が前面ガラス戸をとめて左舷船首至近のところに白波らしきものを発見した点及びあれは何かと大声を発するとともに危険を感じ右蛇をとった点については、同人数び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載及び比嘉受審人に対する各質問調書中の供述記載により、乗揚時刻及び乗揚地点については、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載により、乗揚後の模様については、比嘉受審人及び上原指定海難関係人に対する各質問調書中の供述記載並びに両人の当廷における各供述により、天候については、比嘉受審人に対する質問調書中の供述記載及び琉球気象庁の気象資料により、潮候については、海上保安庁刊行の潮汐表によりこれを認めた。

本件乗揚は、海難審判法第二条第一号に該当し、受審人比嘉保太郎が島島西方の漁場に向かって航行するにあたり、夜間島島に接近しようとする場合、船位不確認のまま見張を怠り、漫然進行した同人の運航に関する職務上の過失に因って発生したものである。

指定海難関係人上原盛行の所為は、本件発生の原因とならない。

受審人比嘉保太郎の所為に対しては、海難審判法第四条第二項の規定により、同法第五条第二号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を一月十五日停

止する。

よって主文のとおり裁決する。

一九六七年二月十七日

海難審判庁

審判長

審判官 金城 善四郎
審判官 大浜 長栄
審判官 平良 恵徳

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

— 大同印刷工業株式会社 —